

「探究活動支援事業」企画運営業務委託 仕様書

1 委託事業名

「探究活動支援事業」企画運営業務

2 目的

中学生・高校生以上の県民による、様々な興味・関心や地域の課題解決をテーマにした調査研究に対し、その方法を伝える講座を開催し、県内の若者・一般県民における探究学習機運を醸成する。

3 委託期間

契約日から令和7年2月28日(金)まで

4 委託業務の内容及び考え方

① 概要

- 1) 探究テーマを持った県民を対象に、情報リテラシーの向上を目的とした探究体験プログラム(例:テーマの決め方、情報の集め方、結論のまとめ方)を実施する。連続プログラムとするが、各回単独でも参加できる内容であること。
- 2) 上記1)の開催に前後して、参加者の作業を講師と支援者がサポートする体制を用意すること。

② 時期

契約日から令和7年2月28日(金)までの期間(土・日・祝日)

※開催日数に制限は設けないが、単発ではなく複数回の連続プログラムで提案すること

※調査研究内容の磨き上げ等、上記期間以外での必要な支援についても提案すること

③ 場所

富山県立図書館 別館3階多目的ホール

④ 参加者等

参加者: 中学生以上の一般県民

⑤ 業務内容

ア 企画制作業務

- ・委託事業全体の企画立案及び企画書の作成
- ・講師等の選定、調整

イ 「探究活動支援事業」の運営管理業務

- ・「探究活動支援事業」の進行(進行要領等作成を含む)
- ・「探究活動支援事業」の運営マニュアルの作成

- ・「探究活動支援事業」会場との連絡・調整
- ・「探究活動支援事業」会場の設営、全体運営・案内、撤去
- ・「探究活動支援事業」の記録(参加人数、写真、講演録等)

ウ 広報・周知、参加者の募集

- ・各種媒体等を活用した広報・周知等:効果的な広報媒体や周知方法等(タウン情報誌、SNSなど)により、県内から多くの受講者があるように効果的な広報に努めること
- ・チラシ・ポスター等の作成:開催案内チラシ等のデザイン・データ作成、印刷、発送(県内)
- ・チラシ・ポスター、SNS等の活用により、参加者の募集を行い、とりまとめること

エ その他

- ・講師等への謝金、旅費、会場使用料、諸経費等の支払に関する事項
- ・その他、委託事業の実施に必要な事項(県立図書館との打合せを含む)

⑥ 特に留意すべき点

企画提案にあたっては、以下の要素を必ず盛り込み、その具体的な方法についても提案すること。

- ア 参加者については一般県民とするが、主に高校生・中学生を対象とすること
- イ 県立図書館所蔵資料をなるべく活用すること
- ウ 探究学習を指導する視点も取り入れること

5 その他

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、県が保有するものとする
- (2) 成果物については、原則として富山県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。ただし、制作の都合上止むを得ず、著作権を富山県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に富山県立図書館に申し入れを行い、了解を得ること。富山県に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、県と協議すること
- (3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと
- (4) 完成するまでの過程において、緊密に状況を報告するとともに、随時内容を確認し、修正を行うこと
- (5) この仕様書に定めのない事項については、受託者と富山県立図書館が必要に応じて協議するものとする